

加須市議会議長交際費支出及び公開に関する基準

(平成22年4月12日議長決裁)

(平成28年11月30日議長決裁)

1 目的

この基準は、議長交際費の支出対象等を明示するとともに、議長交際費を市民に公開する基準を定めることにより、議長交際費の適正な支出と透明性を確保することを目的とする。

2 議長交際費

議長交際費とは、議会を代表して、議会の対外的な活動のために要する経費であり、議長が外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

3 執行者の範囲

議長又は議長が代理として指名した者とする。

4 支出の判断基準

- (1) 交際費の執行に当たっては、慎重に対応し、必要最小限にとどめるものとする。
- (2) 社会通念に照らして儀礼的な範囲の支出とする。
- (3) 支出額等については、特別な理由により、この基準で定める金額等により難しい事情がある場合には、この限りでないものとする。

5 支出区分等

議長交際費の支出区分、支出対象及び支出額等は、別表のとおりとする。

6 支出上の留意事項

- (1) 地域の慣習等特別な理由により、この基準で定める金額により難しい事情がある場合は、その都度議長と協議の上、金額を調整できるものとする。
- (2) 祝金、弔慰金等のお返し、記念品等は、原則として受け取らないものとする。

7 支出管理

- (1) 議長交際費を支出したときは、議長交際費支出簿（別記様式）に記入するものとする。
- (2) 議長交際費支出簿は、月ごとに整理するものとする。

8 情報公開

- (1) 議長交際費は、見舞金に係る支出の相手方の個人名を除き、加須市議会事務局議事課において議長交際費支出簿を閲覧に供することにより公開するものとする。
- (2) 議長交際費支出簿の情報（弔慰金及び見舞金に係る支出の相手方の個人名を除く。）は、加須市ホームページに掲載することにより市民に公表するものとする。
- (3) 議長交際費は、当該月分の支出に係る分を翌月10日までに公開するものとする。

9 基準の見直し

この基準は、議長交際費の支出対象や金額等が常に市民感覚に合致したものであるよう、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年11月30日から施行し、見直し後の加須市議会議長交際費支出及び公開に関する基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年5月24日から施行する。

別表（第4関係）別表

1 祝金

支出対象	支出金額等
記念式典、定期総会、行事等に対するお祝い	○金額が明記されている場合 その金額
	○金額が明記されていない場合 ・通常の飲食店で開催する場合 5,000円 ・集会所等の公共的施設で開催する場合 3,000円
	○その他議長が特に必要と認める場合 他と均衡を失しない限度の所要額

注1 祝金及び会費は、個人又は団体から議長に案内があった場合に限り支出するものとする。

注2 祝金と会費が重複する場合は、祝金のみを支出するものとする。

注3 祝金及び会費の支出は、原則として同一団体に対し年2回を限度とする。

2 会費

支出対象	支出金額等
各種団体の懇談会や懇親会等に対する会費	○金額が明記されている場合 その金額
	○金額が明記されていない場合 ・通常の飲食店で開催するとき 5,000円 ・集会所等の公共的施設で開催するとき 3,000円
	○その他議長が特に必要と認める場合 他と均衡を失しない限度の所要額

3 弔慰金

支出対象			支出金額等		
			香典(円)	供物	その他
市議会議員	現職	本人 配偶者、父母及び 義父母	10,000	生花	
	元職	本人	5,000	生花	
近隣市町村の議長	現職	本人	10,000		
市長、副市長又は教育長	現職	本人	10,000	生花	
		配偶者、父母及び 義父母		生花	
事務局職員	現職	本人	10,000	生花	
		配偶者、父母及び 義父母			弔電

その他	議会活動において妥当と判断される方	香典 10,000 円又は生花、若しくは弔電
-----	-------------------	------------------------

注1 生花の名称は、「加須市議会議長」とする。ただし、他市町村の場合は、議長の氏名を加えるものとする。

注2 議長本人が告別式等に出席する場合は、弔電を省略するものとする。

4 見舞金

支出対象	支出金額等
病気、けが等による入院 1 週間以上の場合の見舞い	限度額 5,000 円

5 賛助金・協賛金

支出対象	支出金額等
公に認められた団体で、事業の趣旨が明確であるもの及び年末募金等	限度額 5,000 円

6 その他

支出対象	支出金額等
議長が特に必要と認めるもの	他と均衡を失しない限度の所要額

《参考》

「加須市議会議長交際費の支出及び公開に関する基準」の運用について

1 見舞金の支出対象者

市長・副市長・教育長本人などを対象に支出する。

2 祝金及び会費の支出対象団体

祝金及び会費については、原則として旧市町の小学校区単位以上の区域の住民からなる団体のうち、必要最小限の団体に対して支出するものとする。